

## 平成28年度農地中間管理事業の実施状況

### 1 貸付と受け手・出し手の状況

#### (1) 支援センターからの貸付（転貸）状況

28年度の転貸面積は29年3月末で1,369haで前年を444ha下回り、計画対比で約3割

区分	26年度			27年度			28年度			対前年	
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績
(新規) 面積	ha 1,100	ha 445 (198)	% 40.4	ha 4,600	ha 1,813 (835)	% 39.4	ha 4,600	ha 1,369	% 29.8	ha ±0	ha △444

注) (新規) は国が担い手とする認定農業者・基本構想水準到達者・集落営農組織等への集積面積

#### (2) 受け手の応募状況

平成29年3月末までの借受希望の応募者（受け手）数は2,926経営体で本県認定農業者約10,500経営体（27年度末現在）の28%

年度	応募者数 (人)	借受希望面積 (ha)	区 分				備 考
			水田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	草地 (ha)	
26	1,829	13,067	8,615	3,041	331	1,080	
27	2,423	18,229	11,704	4,448	395	1,682	
28	2,926	21,603	13,885	5,395	453	1,870	H29.3月末現在

#### (3) 出し手の貸付希望状況と借受状況

出し手からは3年間で5,474haの貸付希望があり、このうち支援センターが転貸したのは3,627ha（平成29年3月末現在）

年度	申し出者数 (件)	貸付希望面積 (ha)	区 分				転貸面積 (ha)	借り受けない旨通知面積 (ha)	貸付希望の残面積 (ha)
			水田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	草地 (ha)			
26	1,328	1,243	973	238	20	11	445		
27	2,914	2,506	1,778	700	28	0	1,813		
28	1,814	1,725	1,302	400	21	2	1,369		
計	6,056	5,474	4,053	1,338	69	13	3,627	614	

## 2 実績が伸び悩んだ主な要因

### (1) 事業推進上

- ① 機構集積協力金の単価水準の下落による事業利用の低下
- ② 新規基盤整備（ほ場整備）地区で換地計画が調整中（受益者の合意形成の難航）
- ③ 集落営農法人における作業受託から貸借への切替が低調（出し手に残った水田へ新たに配分される転作の対応や出し手に還流される転作交付金と賃貸料の格差）
- ④ 周知活動は進んでいるが、農業者（特に出し手）への制度浸透が末端まで不十分
- ⑤ 手続に時間を要することなどから、協力金の対象にならなければ契約の自動更新や手続が比較的容易な他の貸借制度を利用
- ⑥ 縁故関係など特定の人への貸付や、高齢等により短期間（3～5年）の貸付ができる農地法等による相対による貸借を選択
- ⑦ 地域での将来に向けた話し合いが低調（実効性の弱い「人・農地プラン」）

### (2) 農業構造上

- ① 農家の現状維持志向（やれるだけやりたい）
- ② 農地に対する財産意識が強く、貸付けへの抵抗感がある
- ③ 労働力不足などで規模拡大に躊躇（特に果樹農家）
- ④ 貸借が進みにくい樹園地面積が多い（園地の管理方法や品種構成、受け手の労働力不足など）

## 3 農地中間管理事業を巡る国の動き

### (1) 事業取組をさらに加速化させるための新たな方策

- ① 各県の事業実績に応じて経営体育成支援事業（農業用機械導入等を支援）予算を配分
- ② 固定資産税における遊休農地の課税強化と農地中間管理事業利用者の半減措置
- ③ 農業委員会法改正による農地利用の集積・集約化の推進などの現場活動を行う農地利用最適化推進委員の設置
- ④ 各県独自の事務手続期間短縮の工夫による事務手続の円滑化の醸成

### (2) 機構集積協力金交付の見直し

- ① 28年度からは、非担い手から担い手への新規集積面積に応じて5万円/10aを乗じた額で配分し、これに伴う単価設定は各県に一任
- ② 個人への協力金の交付対象となる転貸期日を年度末の3月10日から12月末日に変更

### **(3) 中山間地域（本県では果樹地帯を想定）での取組強化**

- ① 貸借が進みにくい果樹地帯における機構事業利用モデル地区を設置することとし、本県では弘前市相馬地区を設定
- ② 果樹産地の体制整備を支援する（国の果樹経営支援対策事業）果樹農業好循環形成総合対策事業に支援センターが事業主体となって園地整備（改植など）した後に貸し付けするなどのメニューを拡充

### **(4) 農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施と公表**

農林水産省は、「農林水産業・地域の活力創造本部」（平成28年5月19日）において、農地中間管理事業の実績と農地中間管理機構を軌道に乗せるための方針を報告

## **4 県及び支援センターにおける事業認可要件及び事務処理等の見直し**

### **(1) 県の農地利用配分計画における認可に係る見直し**

- ① 県報登載と配分計画認可の手続を並行して進めることにより、配分計画認可までの期間が2週間程度短縮
- ② 農地法や農業経営基盤強化法に基づき締結している賃貸契約（既存契約）の終期到来（更新）時や出し手・受け手双方の合意解約による場合、元の受け手にそのまま貸し付ける農地利用配分計画も認可

### **(2) 認定新規就農者への農地貸し付けを円滑に進めるための農地中間管理事業規程の一部変更（H28.6.27理事会承認、H28.7.8知事承認）**

認定新規就農者への貸付の配慮については、基本原則にはあるものの、農地配分ルール上、下位となる場合が見られるため、対象農地の隣接者が同意した場合に優先的に配慮するなど一定程度優先配慮する内容に変更

### **(3) 支援センターにおける契約手続事務の簡素化**

支援センター及び市町村における事務煩雑化を軽減するため、本人確認をできる場合は実印押印を廃止（印鑑証明不要）するとともに、申請書類は重複記載をなくした簡素な様式に改正